

広島市政と市民

人口と世帯

人口	509,647
男	254,889
女	254,758
世帯	155,039

(11月30日現在)



未来にうつなかる夢

うれしいお正月

うれしい、楽しいお正月。

ぼくたち、わたしたちのお正月がやってきた。

平和な町の平和な広場で、よい子たちはまぶしい太陽の光を受けながら、ハトとたわむれている。

この子たちのまぶたに秘めた夢は大きく果てしない。

その夢がやがてまあるい、まあるい輪になって、世界じゅうにひろがってゆくことだろう。

1月1日号

市長　そうです。この大都市圏の

昭和三十九年一月二日から四十四年一月一日までのあいだに新築された住宅で、つぎのどれにも該当するものは、新たに固定資産税がかかることになった年度から、地上三階と四階のものは五年度、五階以上のものは十年間、税金が半額になる新築住宅の固定資産税

半額になる新築住宅の固定資産税

四月一日から 地上三階以上の耐火構造住宅も半額になります。

また、店舗などで、家屋の一部を住宅に使っている場合は、その住宅部分だけが適用になります。
・居住部分の床面積が八十五平方メートル(約二十五坪)以下(共同住宅などは、居住部分として独立的に区画されたひとつの部分の床面積

立ち木を切ると木材引取税という市税がかかります。該当する人は木材の引取りがあった翌月七日までに申告・納税してください。
・立ち木を切ったから三十日以内に木材の引取者(木材を買われた人など)があったときは、立ち木

木材引取税の申告と納税は

引取り月の翌月七日までに

の所有者が特別徴収義務者になって、引取者(納税義務者)にかわって申告し、あわせて納税することになっています。
したがって、立ち木の所有者は引取者から木材の代金といっしょにこれに対する税金もあわせて受け取っていただくことになるわけです。

広報板

お知らせ

市役所関係の電話番号が変更になりました

十二月六日から西部地区の市役所加入者番号の一部が変更になりましたが、これに伴い、市役所関係の電話番号の一部も、つぎのとおり変更になりました。

〇已設地区都市改造事務所七二〇二五〇園芸指導所七二〇三二四四〇三篠出張所三七二二四八〇草津出張所七一九二五八〇井の口出張所七一九二五八〇已設公設市場七二〇五三三〇水道局已設調整場七二〇三三六

海上保安学校学生を募集中です

つきにより海上保安学校普通科学生が募集されています。
受験資格/昭和四十七年四月二日以前に生まれた日本人男子で、高校

卒業者または昭和四十年三月までに高校卒業見込みの人
申込書の受け付け期間/一月十八日まで

陸・海・空自衛官を募集中です
つきにより自衛官が募集されています。

一次試験/一月二十四日(日)午前九時から十二時まで。筆記試験
くわしいことは、第六管区海上保安本部(宇品町官舎一番地 電話五一五二二)へどうぞ。

犬の放し飼いをやめてください
近ごろ犬を飼われる家庭がたいへん多くなり、この中には、夕方から夜間にかけて、犬を放し飼いされる向きがかなりあります。

犬の中には人に危害を加えるものもいますし、また、農家の人が丹精こめて作った農作物を荒らすのもおり、めいわくをかけています。犬を放し飼いなさらないようご協力ください。
市役所戸籍課(電話四二二二)へお問い合わせください。



住宅を建てるとき注意することは...

問 住宅を建てたいと思いますが、どのようなことに注意したらよいでしょうか。(一市民)
答 住宅を建てようとするときは、建築基準法に定められている敷地、構造、設備、用途の基準を守っていただくことが必要です。
▽手続きは
・建築主は工事に着手する前に、必ず「確認申請書」を市役所建築指導課へ提出すること。
・工事に着手する時は、工事施行者は「確認済票」(赤札)を表示すること。
・工事が終わったら、建築主は「完了届」を建築指導課へ提出して完工検査ののち、検査済証の交付を受けること。
▽そのほかの建築基準
・住居、商業、工業、準工業という用途別の地域に応じた建物を建築すること。
・住居、工業、準工業の3地域での建築面積は、敷地面積から30平方メートルを引いた残りの6割までとし、商業地域では7割までとする。ただし、準防火地域に指定されているところでは30平方メートルを引かなくてもよい。
・建物の敷地は道路に2メートル以上面していること。ただし、周囲に広いあき地があり、災難時の安全上支障がないときはよい。
・道路に建物が突き出さないこと。
このほか、建築基準法にはいろいろの基準や違反建物に対する罰則規定などがありますが、これらを含めて建築基準法の内容のあらましは、別の機会に本紙で解説する予定です。

昭和40年度
固定資産税(償却資産)
の申告をお忘れなく
なるべく1月20日までに
お問い合わせは……市役所資産税第二課へ

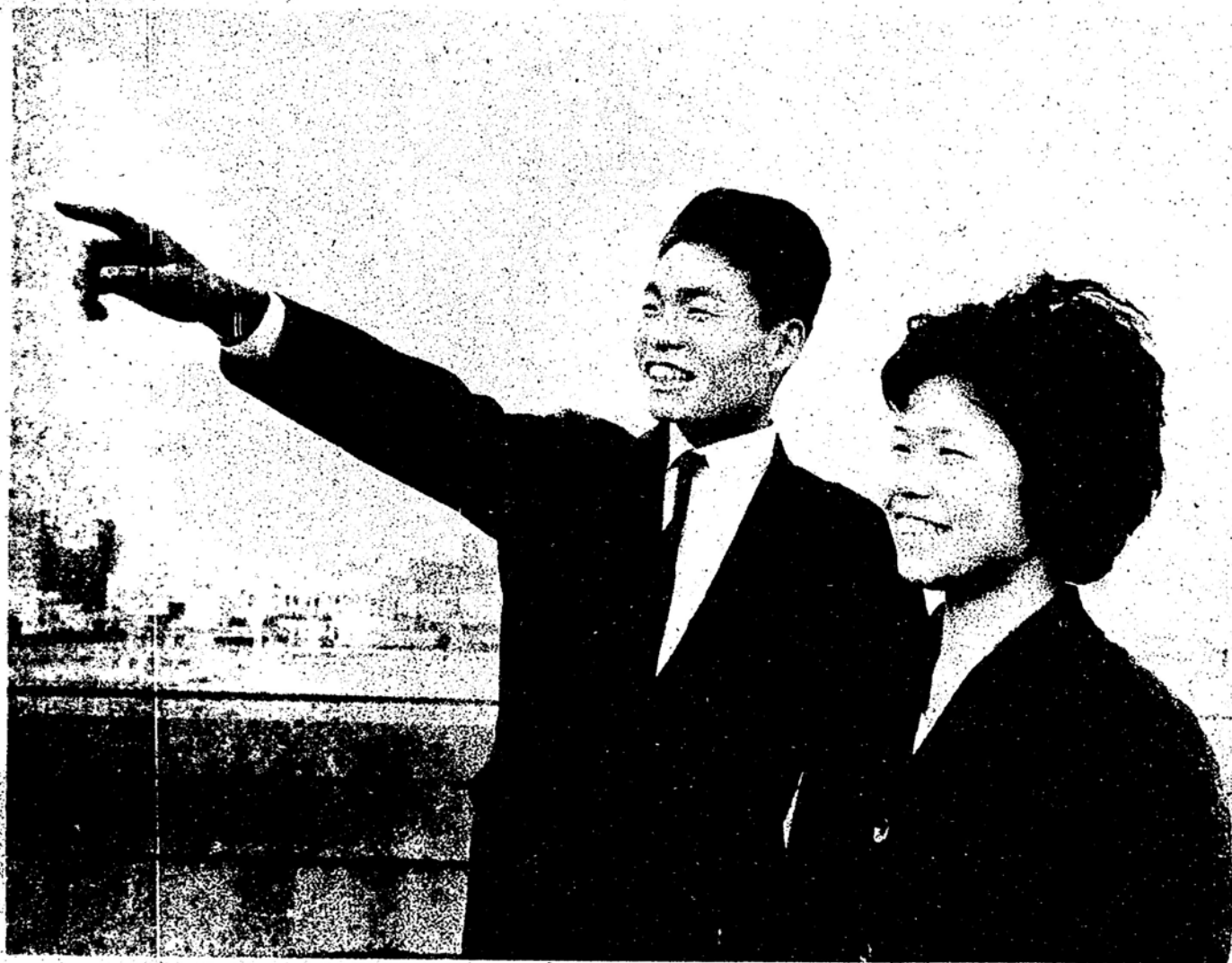
今月の納期
固定資産税
都市計画税
(4期分)
納付期限 2月1日
国民年金保険料
(3期分)
納付期限 1月30日

広島市政と市民

人口と世帯

人口	509,647
男	254,889
女	254,758
世帯	155,039

(11月30日現在)



希望に輝く新しい第一歩を踏み出そうとしている若いふたり＝「成人式」で宣誓した小山雪(左)と小田さん(右)

夢と希望をもつて力強く

一月十五日は「成人の日」

新しい日本の支柱

一月十五日は「成人の日」です。

このたび成人になられた八千四百三人のみなさんに、心からのお祝いを申しあげます。

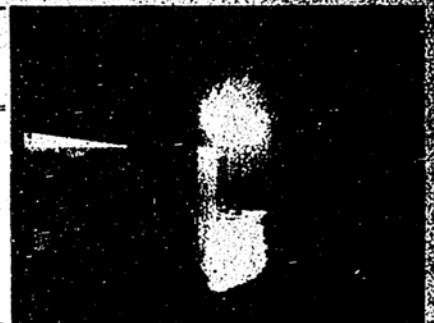
「成人の日」は、「おとなになったことを自覚して、みずから生きぬこうとする青年を祝いはげます」目的で、国民の祝日として設けられたものです。

広島へ原爆が投下されてから、ことしで二十年になります。この原爆投下を契機に終戦を迎え、そして、新しい日本の誕生をみたわけです。これらはすべて昭和二十年のできごとでした。

敗戦という惨禍から雄々しく立ち上がり、新しい第一歩をふみ出した日本のあけぼのの年に、みなさんはこの世に生まれ、複雑で曲折した戦後をたくましく乗り越え、きょうの日を迎えられたことは、たいへんよろこばしいことです。新しい日本は、みなさんとともに誕生し、ともに成長してきました。みなさんはその新しい平和日本の象徴といえましょう。この意味で社会はみなさんに大きな期待を寄せています。

現在の社会はますます複雑になっています。これからはとくに、国際社会の動向にも注目され、平和な民主国家の力強い支柱になっていただきたいと思ひます。

1月15日号



目の前の市民活動などをとらえた傑作を

第4回「市政写真」の募集—1月31日までに

伸びゆく広島市の姿や市民活動のようすをとらえた市政写真を広く一般市民のみなさんから募集中です。ふろってご応募ください。
 〓作品 黑白4つ切り以上 未発表のもの(観光写真はのぞく)
 〓賞 入選作品には2,000円、応募者全員に記念品
 〓発表 「広島市政と市民」、ラジオ中国テレビ「市民とともに」、朝日会館7階ロビー、市役所本庁舎玄関の「写真広報板」などで入選作品を紹介
 〓送り先 市役所広報課
 〓締切り 1月31日
 なお、応募作品には、必ず住所氏名、職業、タイトルを明記してください。入選作品の著作権は広島市に帰属します。
 くわしくは広報課(電話41-1111 内線509)へ。

(写真は森広憲一さんの第3回市政写真入選作品「平和の灯」)

「工業統計調査」に協力ください

製造事業所の生産活動などの成果を調べ、わが国の工業実態を明らかにして、工業政策などの資料にするため、通産省では、昭和三十一年の「工業統計調査」を全国いっせいにこなす行なっています。新製品を製造したり、加工したりして、これを卸で売り、あるいは納品している事業所などが調査の対象になります。

調査員がこれらの事業所をおたずねして、調査票による申告の依頼をしますから、ご協力をお願いします。申告期限は一月三十一日まで、調査票は調査員が回収にまいります。

この調査票は、利害関係の生ずる課税資料などには絶対に使用されません。なお、くわしいことは市役所統計課(電話四一—一一一内線四七二)へお問い合わせください。

「建設業退職金共済制度」への加入を

「中小企業退職金共済法」の一部が改正され、新しく「建設業退職金共済制度」が設けられました。これは、とすれば労働条件が立ち遅れていた建設業の現場労働者に退職金制度を設け、福祉面を充実するとともに、若い労働者や

お知らせ

優秀な技術者を確保し、長年定着させることによって、建設産業の発展をはかるためのものです。

この制度の特色としては、▼中小建設業主の共済方式による期間雇用者のものであること▼国の監督のもとに運営され、補助金が出るので、安全でしかも有利であること、などがあげられます。

加入できる事業主は従業員三百人以下の建設業者です。関係者の加入をおすすめします。なお、くわしくは広島県労政課(市内基町一番地 電話二八—二一一)まで。

体温計の無料検査を受けましょう

体温計は年がたつにつれてくるってきますから、年に一度は体温計の検査を受けて、正しく使いたいしょう。料金はいりません。日程と場所はつぎのとおりです。受付時間は、いずれも午前十時から午後四時まで。

〓一月二十五日 元宇品保育園〓二十六日 宇品小〓二十七日 比治山保育園〓二十八日 皆実小〓二十九日 大手町中〓二月一日 袋町小〓二日 鞆町小〓三日 基町和光園保育所〓四日 白島小〓五日 大河小〓八日 保小〓九日 比治山小〓十日 段原小〓十一日 青崎小〓十二日 荒神町小〓十五日 尾長小〓十六日 牛田小〓十七日 戸坂小〓十八日 市民病院

市役所では、ことしからシ尿の汲取りサービスを改善し、より利用しやすいように、汲取りの向上をはかるため、汲取り業者の企業合同を進めてまいりましたが、このほど、別表のとおり、市内を十班に分

シ尿の汲取り申込みはそれぞれの連絡所へ

当分のあいだは、なれない点も多々あると思いますが、市役所(電話四一—一一一内線三二七)へご相談ください。

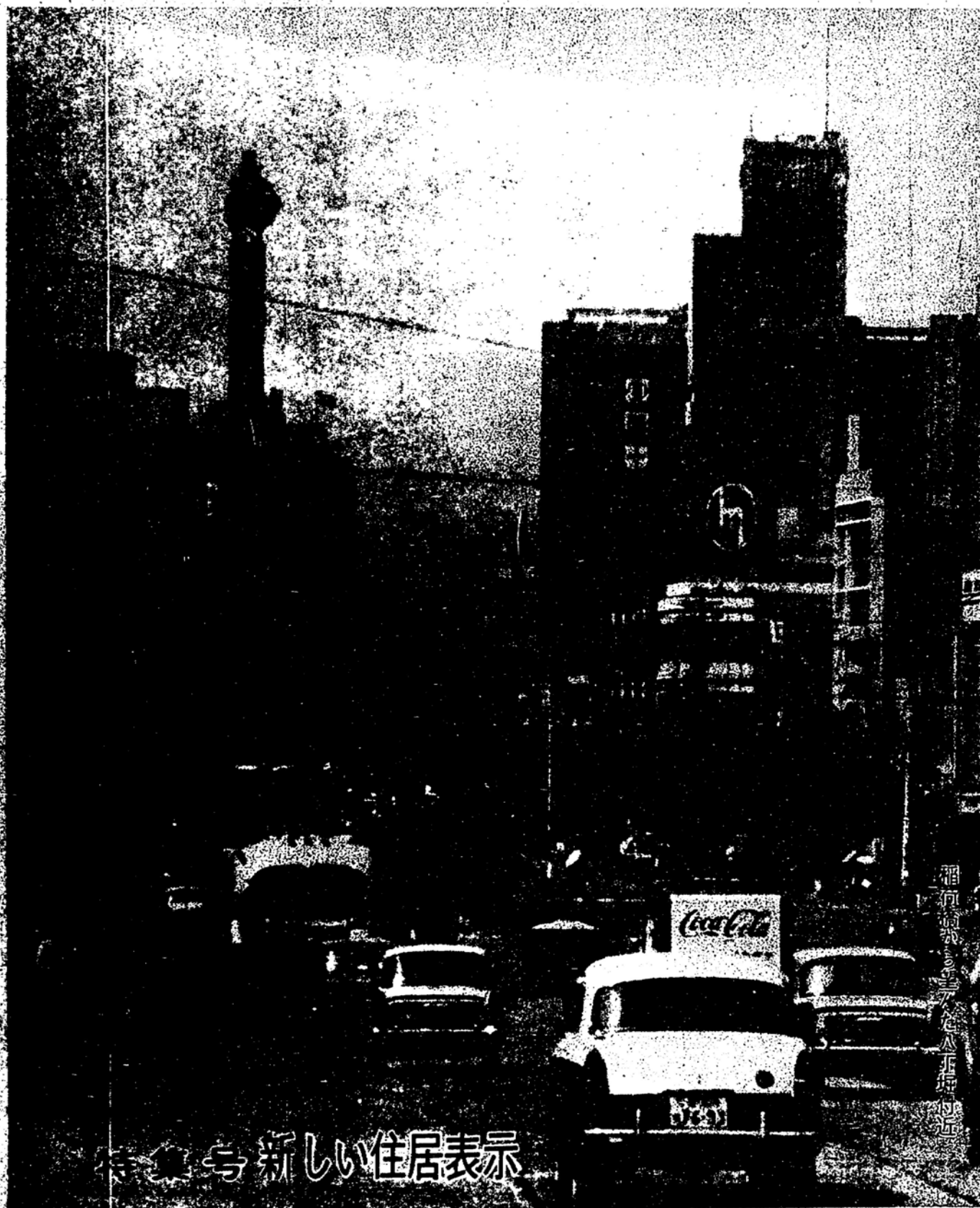
地区班	連絡所の所在地と代表者	電話番号	管轄区域 (各出張所管内)
1 班	福島町411の1 川本勝司	32-2017	井の口、草津、己斐管内全域
2 班	第1 舟入幸町335 前広富江	31-5948 31-2403 31-1429	十日市管内全域、横川町1丁目・2丁目・3丁目、打越町鉄道線路南側
	第2 基町北区586 清水金之	21-6352	三篠管内のうち鉄道線路北側全域
3 班	西観音町2丁目 平原道康	31-0398	観音管内全域
4 班	舟入川口町 福本定明	31-8270	舟入管内全域、大手町を含む電車線路西側
5 班	第1 吉島本町822 山中寛	41-6858	本片管内のうち、南千田町、千田町2丁目・3丁目、大手町を含む電車線路西側をのぞく全域
	第2 南千田町1,092 石垣又次郎	41-4317	南千田町、千田町2丁目・3丁目全域
6 班	平塚町17 中田義夫	41-4359	皆実町2丁目・3丁目、宇品町11丁目から17丁目
7 班	宇品町8丁目 山代次六	51-7721	宇品町11丁目から17丁目をのぞく宇品管内全域
8 班	南竹屋町272 西明松男	51-9045	大河、仁保、青崎管内全域、翠町
9 班	白島西中町70 上野力	21-0348	基町管内のうち、二葉の里、白島町の鉄道線路北側をのぞく全域
10 班	第1 松原町 山本柳三郎	61-2470	戸坂、尾長、牛田、中山管内全域、二葉の里、白島町の鉄道線路北側
	第2 宇品町1,134 林成浩	51-5908	段原、比治山管内全域(ただし東雲町は上組だけ)、比治山本町、皆実町1丁目
	第3 東雲町1,752 児玉信子	61-6882	比治山管内のうち、東雲町上組をのぞく全域

広島市政と市民

人口と世帯

人口	509,647
男	254,889
女	254,758
世帯	155,039

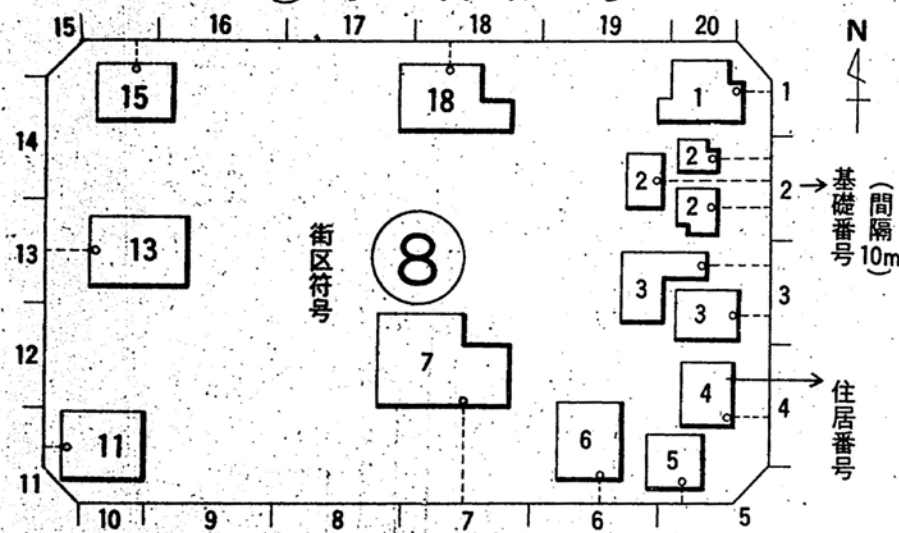
(11月30日現在)



特集号新しい住居表示

昭和40年1月16日発行

参考図(2) ○町8番18号



将来、家屋の増減、改築などがあったとしても、住居番が入り乱れることはない。

「方式を加味しながら、日本の国情と合うように考えられていた。その具体的なやりかたとしては、参考図(1)をご覧になればわかる。参考図(1)は、各町を道路、河川、水路、鉄道、軌道などの恒久的な施設で区切り、この区切られたものを「街区」と呼びます。そして、この街区にはその町の北東角の街区を起点として、それぞれ一番、二番、三番...というように番号をつけます。これを「街区番号」といいます。つぎに、参考図(2)のように、各街区の境界線の周囲を北東

お互いの便利をはかるための
統一された住居表示制度



住居番号表示板を取り付ける市役所の係員

昭和三十一年五月十日に「住居表示に関する法律」ができ、全国の市街地では、昭和四十二年三月までに新しい住居表示の制度が実施されることになりました。
広島市でも、この法律に基づいて、着々とその準備を進めていたが、いよいよこの四月一日から実施することに決めました。
この制度がスムーズに行なわれ、育つてゆくためには、市民のみなさんの深いご理解と強いご協力がなければなりません。そこで、これまでの住居の表示方法をなぜ変えなければいけないのか、どのように変わるのか、変わったあとはどうすればよいのか、というようにことごとくについて、問答形式で説明し、みなさんのご理解とご協力を得たいと思います。

新しい
表示方法

混乱していた
いままでの
住居表示

問 これまでの住所の表わしかたをなぜ変えなければいけないのですか。

答 これまで、わたくしたちが住所を表わすときには、町名と番地とを分けて、「〇〇町〇〇番地」というように呼んでいました。ところが、この番地というものは、もともと土地につけられた番号であって、住所を表わすための番号ではありません。たまたま、便宜上、住所を表わす方法として使われるようになったのにすぎないのです。したがって、いろいろと具合の悪いことが起きてきます。たとえば、同一の番地の中にたくさんの方の世帯があり、その世帯の住所がすべて同一番地で表わされることになり、個々の住所をはっきりと表わすことができません。また土地を合筆したり、分筆したりすると、番地が変わったり、飛び番や欠番ができていたり、そのまわりの住所を順序よく表わすことができなくなります。本来、番号というものは、それが番号順にきちんとして並んでいてこそ偉力のある

住所の表わしかたが変わります

「広島市〇〇町〇〇番〇〇号」

ものなんです。極端にいえば、番地の隣りが五番地というふうなことは番地の意味はわかりません。半直にいうと、これまでの住所の表わしかたは、こんなふうな混乱していたのだといえます。

問 それでは、これまでにないような困ったことが起きていたことでしょうか。

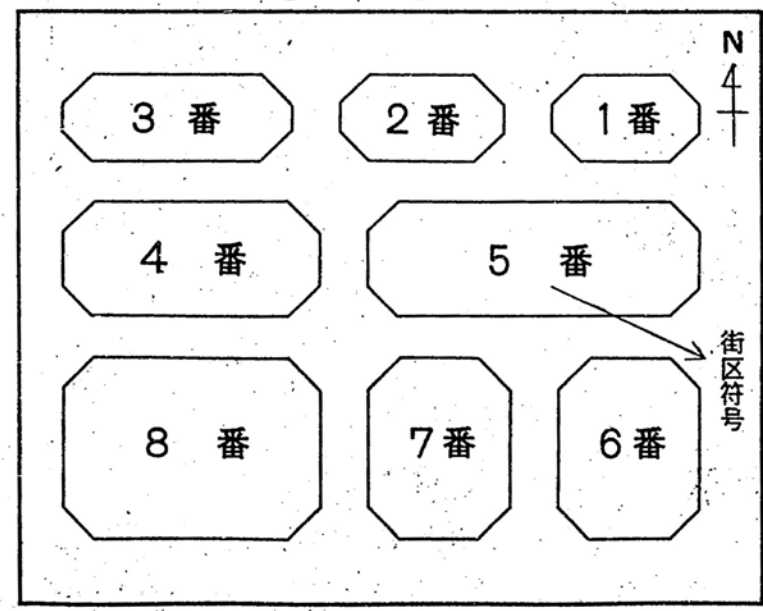
答 そうです。ちょっと考えただけでも、ざっとつぎのような障害を数えあげることが出来ます。
・救急車、パトカー、医師などがなかなか目的地へ着けない。
・郵便物の配達が遅れたり、まちがったりする。
・訪問者が目的の建物や人を探すのに苦労し、印象を悪くする。
・運転よりも住所探しに夢中になるので、交通事故がふえる。
・官公庁における免許証、住民登録、選挙人名簿などの公簿類の正確な公式記録事務が困難である。
・荷物の集配に多大な経費がかかる。
このように、これまでの住所の表わしかたのことは、市民の日常生活や産業活動の上で大きな不便や困難が生じていました。そして、このような状態は全国的なものでしたが、中でも広島市はとくにひどかったわけですね。

新しい表示は「街区符号」と「住居番号」で

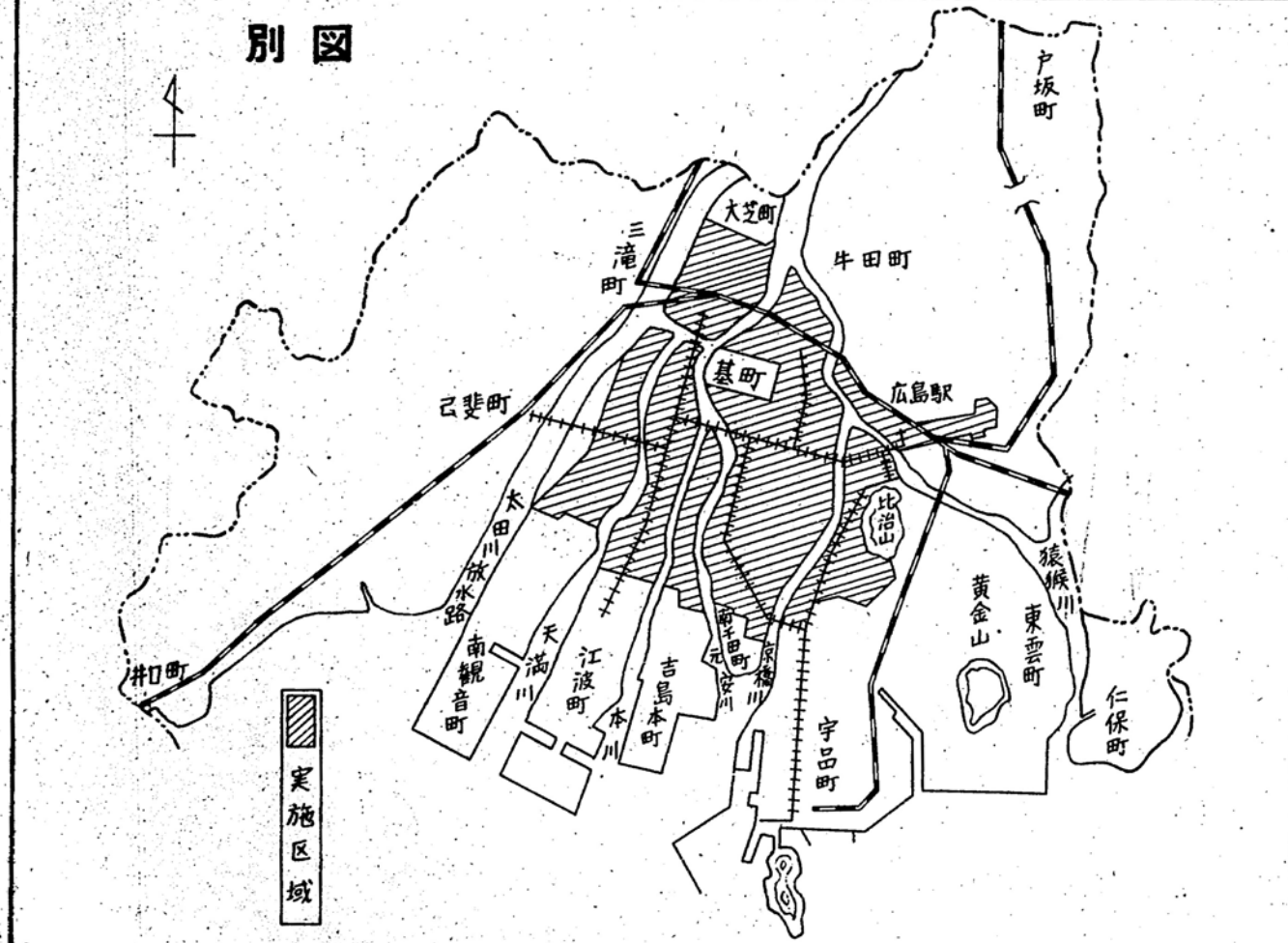
答 このたび行なわれる住居表示制度では、まず、
・合理的でわかりやすいこと。
・整備作業が簡単で、経済的であること。
・実施しやすく、現実に即していること。
という三原則に、これに外国で行なわれている「ハウスナンバ

参考図(1)

○町○番



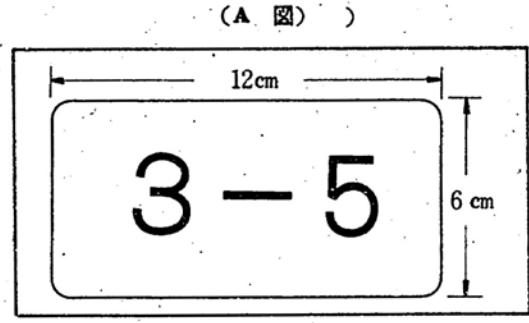
別図



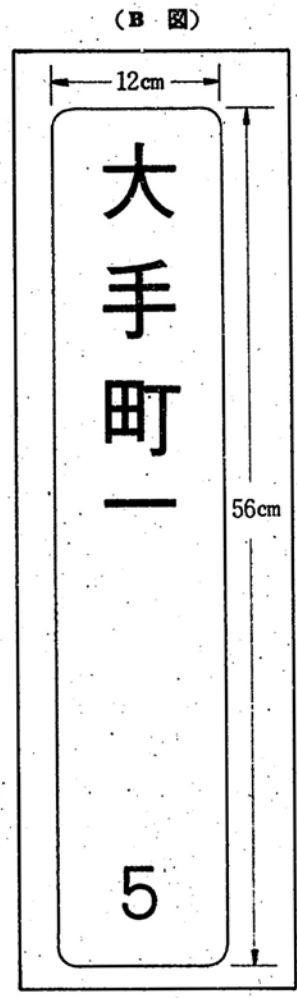
たのでは、なんにもなりません。そこで、市役所では、町界町名の更新と住居表示制度の実施とをいっしょにするため、ともに四月一日から行なうことにしたわけですが、町界町名の更新については、改めて本紙二月一日号か二月十五日号でお知らせする予定です。

すぐわかる
「表示板」の
取付けを

問 自分の住居の新しい表わしかたがどうなったのか、あるいは知



(A 図)



(B 図)

住民票などの
書替へは
市役所で

問 住所の表わしかたが変わると
今後はよいとして、これまでにす
でに登録してある住民登録とか、
印鑑登録とか、あるいは法務局に

人を訪問する場合の目やすはどうなるのかおたずねしたいのです。
答 市役所では、実施区域のみなさんに對して、町名、街区符号、住居番号をそれぞれお知らせすることにしています。そしてその際、この家は「〇〇町〇番〇号である」ということがすぐわかるようにします。ただ、この際、この表示板をとりつけるのに、みなさんのお宅やヘイなどの一部を利用させていただきます。特殊接着剤を使って、決して建物などにキズをつけたりしませんので、ご協力をお願いします。

登記してある不動産の所有者の住所などはどうするのですか。
答 新しい住居表示が決定すると、市役所ははじめ関係官公署では、みなさんに関係のあるいろいろな公簿の住所欄を訂正しますが、中にはみなさんが直接手続きをされなければならぬものもあります。そのあらましをつぎに並べてみましょう。
◇市役所において書き替えるもの
・住民票・印鑑簿
◇そのまま地番を書き替えずともよいもの
・戸籍簿
◇みなさんが手続きされなければならぬもの
・不動産の所有者の住所変更
・法人登記(商業登記)の所在地
・役員の住所変更
この場合に、市役所が発行した「住居番号決定通知書」をご持参になれば、登録税は免除されます。また、新しい住居表示制度により、住所が変わったことの証明書は、必要に応じて無料で発行します。

問 家を新しく建築したり、改築したりして、おまな出入口や通路が変わったときは、どうしたらよいのですか。
答 この場合には、できるだけ早く市役所へ届け出ていただくか

ればなりません。でないと、住所を表現することができなかつたり、住所を訪れた人が出入口のない建物のまわりをうろちたりして困ることになります。
問 転宅する場合や街区表示板をとりつけてある箇所を解体したり取り除いたりしようとする場合はどうしたらよいのですか。
答 転宅の場合は、住居番号表示板を取りつけたままにしておいてください。その建物が残っている限り、その住居番号は生きています。取り除くべき建物や街区表示板を取りつけたままにしておいて、取り除くべき建物や街区表示板を取り除く場合は、その表示板を他の適当な箇所に取りつけなければならぬので、あらかじめご連絡をお願いします。

みなさんのご協力を

新しい住居表示制度を
よりよく育てるために

いろいろとご説明しましたが、ともあれ、この住居の表示というものは、市民のみなさんがその番号を使い、その番号で住居を表示するものです。したがって、市民のみなさんのご協力がなければ、せっかくの制度も生きてきません。実施期日の四月一日になったからといって、その日のうちにすべてが新しい住居表示に切り替えられるとは思いません。実施区域内の人たちがどれほど協力的に新しい表示方法を使うか、あるいは区域外の人たちにしても、区域内の人たちに発信する手紙などにどれだけ新しい表示方法を使うか、また、百貨店や銀行などの団体が

手紙を出す
場合も新しい
住居表示で

問 住居表示実施区域以外の人が実施区域内に住んでいる人の住所を表わす場合、たとえば、手紙を出すような場合も、新しい住居表示にしなければいけないのですか。
答 そうです。これは、該当区域内にお住まいの人はもちろんですが、そのほかのみなさんも新しい住居表示方法を使わなければなりません。今後、市役所をはじめその他の官公署もすべて新しい住居表示方法を使ってまいります。

新しい住居番号を知られて、それお持ちになつてゐる名簿をいかに早く書き替へられるか等々、すべて市民のみなさんのご協力に、この制度が育つてゆくかどうかが決まるものと思ひます。なお、新番号をなるべく早く徹底させる目的で、みなさんの新しい住所を親せきや知人に通知していただくため、郵政省から無償でいただいたハガキを各戸に十五枚ずつお渡しします。必ずこのハガキを使って新しい住所をあちこちへ通知してください。くわしいことは、市役所東部復興事務所(電話四一〇二〇一内線十九番)へお問い合わせください。

住居表示制度のあらましをテレビでも放送

ラジオ中国(4チャンネル)

1月17日(日)午前8時15分

「市民とともに」

から8時30分までの15分間

ご家族おそろいでご覧ください。

